

【通信経費管理サポート個別規約】

<p>提供内容</p>	<p>(1) 当社は、KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づき通信経費管理サポート個別規約（以下、本個別規約とします）を定めます。本個別規約および KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づき、通信経費管理サポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、この詳細は当社が別途お客様に提示する「要件確認書」に定めるとおりとします。但し、当社が提供するサービスの内容・範囲については、別途当社において定めることができるものとし、かつ予告なく変更することができることについて、お客様は予め同意するものとします。</p> <p>①請求明細の統合・加工 ②請求書の統合 ③支払代行</p> <p>(2) お客様は、現にサービスの提供を受けている対象回線又は請求明細加工内容に変更等があった場合には、次の場所に連絡することで上記(1)に定める内容・範囲で変更後の本サービスの提供を受けることができます。</p> <p><KDDI サポートデスク（平日 月～金 9：00-17：00 年末年始除く）></p>
<p>提供条件</p>	<p>(1) 請求明細の統合・加工サービスの提供に必要な電話番号の把握及び「提供内容」(1)③に定める支払代行サービス（以下「支払代行サービス」といいます。）の提供にあたり必要となる NTT 等当社以外の電話会社（以下「他の電話会社」といいます。）に対する当社への請求書送付先変更の申込み手続き等は、お客様のご協力のもと進めるものとします。なお、当社が支払代行サービスを提供するにあたっては、お客様は、請求書送付先を当社宛からお客様宛に再変更手続きの際に必要な他の電話会社への申込書面と委任状（共にお客様名にて署名、捺印済みのものに限ります。）を事前に当社へ付託するものとします。</p> <p>(2) お客様は、本サービスを利用するにあたり、当社が当該管理者画面にログインして所定の操作を行うことについて、予め承諾するものとします。</p> <p>(3) お客様は、通話先電話番号を含む通話料金の内訳を当社が記録することについて、予め承諾するものとします。</p> <p>(4) 当社の統合請求書の発行は、当社が他の電話会社から当月に受領した前月利用分の請求書及び当社の請求書を統合し、翌月に前々月利用分の請求を行なうとともに、当該請求にかかる請求明細を提供するものとします。</p> <p>(5) 当社は、支払代行サービスの提供にあたり、当社が他の電話会社から受領した請求書に記載された請求金額を、お客様に代わって当該他の電話会社へ支払うものとします。</p> <p>(6) 当社は、当社が他の電話会社から受領した請求書に記載された請求金額に誤りがあった場合においても、当該他の電話会社からの請求金額にもとづき統合請求書の作成を行ないます。</p> <p>(7) 他の電話会社の利用料金に関するお問い合わせについては、お客様において直接当該他の電話会社へご確認いただくものとします。</p> <p>(8) お客様は、当社の統合請求書において請求する金額を、当社が定める期日までにお支払いいただくものとします。</p> <p>(9) 当社は、当社が定める期日までにお客様のお支払いが 2 ヶ月連続して確認できない場合、お客様への事前の承諾を得ることなく、支払代行サ</p>

ービスにかかる他の電話会社への支払いを停止し、かつ当該他の電話会社に対し、請求書送付先及び支払者について、お客様への再変更手続きを行うことができるものとし、お客様は何らそれに対して異議等の申し立てをしないものとします。

(10) 請求書を統合することにより、統合前の消費税額と統合後の消費税額に差異が生じる場合があることについて、お客様は予め同意するものとします。

(11) 当社により請求加工したデータの当社における保管期間は 6 ヶ月とし、保管期間の超えたデータは削除するものとします。

(12) 他の電話会社への請求先再変更手続きが完了した時点をもって、当社による支払代行サービスの提供は、終了することとします。

(13) 本サービスの月額料金は、業務支援ソリューション利用基本規約第 6 条 2 項に定める日割り適用の提供対象外とし、月額料金での提供サービスとします。

(14) 2013年3月末を持って終了するアカウントプラスサービスの代替として提供する明細加工等のBPOサービスについては、以下の制約があります。

①情報収集装置が故障した場合は、代替機にて対応しますが、代替機は有限である為、サービスの継続が出来なくなる場合があります。

②情報収集装置が接続されたお客様側のPBXが変更された場合は、新規扱いとなり、新規による販売は停止している為、サービスの継続は出来ません。

③同一MA以外に情報収集装置が接続されたお客様側のPBXが移転した場合は、新規扱いとなり、新規による販売は停止している為、サービスの継続はできません。

④お客様側でお使いの専用ソフトウェアがインストールされたPC等が変更された場合、新規扱いとなり、新規による販売は停止している為、サービスの継続はできません。

⑤拠点追加で本サービスをご希望される場合は、新規扱いとなり、新規による販売は停止している為、サービスの継続はできません。

⑥サービスの継続が出来なくなった時点をもって、本サービスの提供は終了することとします。

⑦①のサービスの継続が出来なくなる場合を除き、当社起因による情報収集装置の故障で明細加工等のBPOサービスをご提供出来なかった場合は、BPO料金は頂かないこととします。

(15) 本サービスの注意事項

当社は、本個別規約の変更が合理的に必要な場合、本個別規約を変更する場合があります。この場合本サービスは、変更後の規約の定めによります。なお、当社は、変更後の本個別規約及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページ等において周知するものとし、変更後の本個別規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

令和2年3月31日現在